

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 財政援助団体等監査（28監第243号）分

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課	
<p>(指摘事項) 1 経理に関すること (1)適正な会計処理及び正確な収支の計上を求めるもの(報告書5ページ)</p>	<p>本施設の指定管理事業は、温泉事業(市指定事業)と食堂事業(自主事業)に大きく分けられ、それぞれ会計を分けて処理することとしている。また、指定管理者の代表者は、この指定管理事業の他に近隣において別の食堂を個人で経営している。当然ながら、指定管理事業の各会計は、個人経営の食堂会計やその他の会計(自宅生活分等)とは明確に分けて処理をする必要がある。このことについて、以下の不適切な事例が見受けられた。</p> <p>ア 食材の仕入や消耗品の代金、車両関係の経費等を支払う際、指定管理事業会計と個人会計を区別していない事例があり、支払証拠書類も混在して保管されていた。</p> <p>また、指定管理事業の収支報告書においては、主要な支出科目が概算や個人会計とのあん分により計上されていたため、指定管理事業費の判別ができなかった。</p> <p>イ 団体利用の際、入浴料や予約室料をレジを通さずに受領していたケースが見受けられ、更に事後にレジに入力しなかったため、受け取った入浴料、予約室料が食堂事業に計上されるなど、温泉利用者数、温泉利用収入に計上されていなかった事例があった。</p> <p>ウ 食堂事業(自主事業)の売上金の一部を食堂事業以外の支払いに充て、その分を売上から差し引いて計上していた事例があった。</p> <p>エ 現金出納帳が作成されておらず、指定管理事業の現金と個人の現金が混同して使用されていた。</p> <p>このような会計処理は、正確な収支が把握できなくなるだけでなく、適正な指定管理料の算出を困難にするとともに、不正な操作につながるおそれもある。各会計を明確に区分し、正確な収支の計上を徹底されたい。 (指定管理者)</p>	<p>適正な経理については、本施設の指定管理者が小規模な任意団体であったなどを踏まえ、指定当初に経理処理についての打ち合わせを行い、適正な処理が常態化するまでの間指導が必要であったが、指定管理者と市の密接な関係が図れず、指摘の不適切な処理等が生じてしまったものと思われる。</p> <p>このことから、市では定期的な施設訪問などにより、指定管理者との連絡調整を深めるとともに、経理処理については、出納簿等の様式を提示するとともに、毎月当該出納簿及び関係書類の内容チェックを行うなど、適正な経理が常態化するまで、指導等を強化することとした。</p> <p>なお、利用者数及び利用料の適切な管理を進めるため、券売機などの導入はもとより、それらの機器がない現状を踏まえた上で、効率的で適切な管理をどのように進めるか、指定管理者とともに現在検討中である。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>施設訪問(月1回程度)を継続することにより、指定管理者との連絡調整機能や密接な関係が構築できた。これにより、正常な経理処理を目的に市が示した出納簿の作成、収入及び支出に係る証拠書類の適正な保管等、事務事業の改善、常態化が図られた。</p> <p>券売機の設置により、施設利用者及び利用料の適切な管理が図られている。</p> <p>今後は、安定した施設運営を目的に、利用者の増加に繋がるサービス提供についての検討に移行する。</p>	<p>観光振興課 長野市大岡交流施設大岡温泉</p>
<p>(指摘事項) 1 経理に関すること (2)売上管理について改善を求めるもの(報告書6ページ)</p>	<p>売上は原則として、入浴料についてはレジに入力し、食堂売上については手書きの会計票に記載することで管理することになっている。</p> <p>しかし、レジのレシートと会計票の合計金額は、その日の営業終了後に現金と突合されているものの、その金額が一致していない日が散見された。また、この現金過不足については、各営業日の終了時点で把握はされていたが、会計上の処理は行われず、収支報告書にも反映されていなかった。</p> <p>現金過不足が発生してしまう処理方法を見直し、売上の管理を適切に行うよう徹底されたい。</p> <p>また、利用料金の徴収に当たっては、徴収漏れの防止や業務の効率化等の観点から、自動券売機の導入を検討されたい。 (指定管理者) (観光振興課)</p>	<p>券売機については、運営上の諸問題や費用対効果の観点から精査し、導入についての検討を行っている。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>券売機の設置により、施設利用者及び利用料の適切な管理が図られている。</p>	<p>観光振興課 長野市大岡交流施設大岡温泉</p>
<p>(指摘事項) 1 事務処理に関すること (2)利用料金の割引等に係る基準の整備を求めるもの(報告書11ページ)</p>	<p>条例では、「市長の定める基準により、指定管理者は利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる」と定めている。</p> <p>このことについて、指定管理者は利用促進への取組として各種の割引制度を設けたり、プロモーション活動等のため支配人裁量により利用者から利用料金を徴収していない事例や、慣例により、施設敷地の地権者へ温泉の無料利用券を配布していた事例も見受けられたが、所管課では「市長が定める基準」として定めていなかった。</p> <p>利用料金の徴収に係る透明性、公平性を確保するためにも、条例を遵守し、必要な基準を整備されたい。 (観光振興課)</p>	<p>利用料金の割引等に係る基準については、観光振興課が所管している他施設の状況も考慮した上で、市長が定める基準を整備するよう調査・検討を行っている。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>担当課で類似施設を整理し市有観光施設等の利用料金の割引等に関する運用基準を定めた。(平成30年4月1日施行)</p>	<p>観光振興課 長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯</p>
<p>(指摘事項) 2 利用料金の徴収に関すること (1) 仕様書の整合を求めるもの(報告書11ページ)</p>	<p>仕様書では、利用料金について「徴収方法は前納とする」と定めていたが、交流室等の利用料金の徴収に当たり、請求書を発行して売掛金に計上し、後日徴収していた事例が見受けられた。</p> <p>所管課によると、利用者の利便性を考え、今後仕様書を変更するよう検討しているとのことであるが、その際には、未納が発生することのないよう、利用料金を後納とすることができる条件を厳格に定めるなど配慮されたい。</p> <p>また、入浴料等の利用料金の徴収に当たっては、徴収漏れの防止や業務の効率化等の観点から、自動券売機の導入を検討されたい。 (観光振興課)</p>	<p>運営上、前納での徴収が困難であるため、仕様書の変更を検討している。</p> <p>また、指摘のあったとおり、未納が発生しないように支払い確約を明記した利用申込書の提出を求めるとともに、支払い遅延があった場合等については以後の利用条件を厳しくするなど、未納が発生しないよう細心の注意を払った利用条件を整える。</p> <p>また、観光振興課が所管している他の宿泊施設の状況も考慮した上で、仕様書の変更を行っている。</p> <p>券売機については、運営上の諸問題や費用対効果の観点から精査し、導入についての検討を行っている。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>利用料金の前納については、運営上徴収が困難であるため、基本協定書の第8条4項「協議により仕様書等を変更することができる」に基づき、指定管理者と協議し利用料金をチェックアウトの際に徴収することとした。また、指摘の未払い防止のために、利用申込書の提出を求め、宿泊やコテージ料金の支払いにはクレジット決済を導入。支払遅延があった際は督促や利用制限を施設支配人が対応している。</p> <p>券売機については、利用人数の把握や人件費の削減の効果があることから導入を予定している。</p>	<p>観光振興課 長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯</p>
<p>(指摘事項) 1 事業の適正な実施について(報告書20ページ)</p>	<p>公社では、農家から委託された機械作業を、各地区の機械を所有する受託組合等へ仲介、あっ旋して農家を支援する機械作業委託事業を実施している。本事業の実施については「一般社団法人長野市農業公社農作業支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。))により定められているが、実際の事業の実施方法は、これに基づいていなかった。</p> <p>要綱では、農家からの申込書の受付及びその審査や実地調査、支援の可否の決定等が公社の業務とされているが、農協の営農部署や、受託組合等によっても実施されていた。公社、農家及び受託組合等のそれぞれの役割が要綱等により明示されていないこと、また、一部明示されていても実態と整合していないことに問題がある。</p> <p>公社が実際に担っている事務は、上記のほか、各農家から作業料金を徴収し、そこから事務手数料を差し引いて、受託組合等へ委託料として支払う事務が中心である。実態に即して要綱を改正し、事業の実施主体や実施方法を明確にした上で、これに沿って適正に事業を行うよう改善されたい。</p> <p>なお、公社から受託組合等へ委託料を支払う際、受託組合等の各構成員から提出される公社理事長宛ての委託料請求書を、公社の職員が代行して作成していたことも判明した。今回の監査で抽出により確認した中では、支出の明細及び請求金額、口座名義人等が、実績報告書その他関係書類と整合していることは確認できたが、著しく不適切な事務処理である。</p> <p>要綱を見直す際には、そもそも公社と受託組合等が作業委託の関係にあるのかどうかの検討も含め、適正で効率的な事務改善となるよう留意されたい。 (出資団体)</p>	<p>機械作業事業での公社の役割は、仲介・斡旋であり、農家からの申込書の受付、作業料金の徴収及び受託組合等への支払いを行うものである。審査、実地調査、可否の決定及び調整は、受託組合等の役割となっている。公社と受託組合等は作業委託の関係にはなく、公社が事務支援を行う事業である。</p> <p>このため、関係者と調整し、実施主体や実施方法を明確にした上で、機械作業事業の実態に即した要綱を6月までに作成する。</p> <p>また、職員が代行して書類等を作成することのないよう、事務局職員に研修等により注意を喚起し再発防止に努める。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>機械作業事業については、平成29年4月から公社及び作業者の業務分担、料金の徴収及び支払いに関し規定した「一般社団法人長野市農業公社農作業料金取扱要綱」作成し、適正な事務の執行を行っている。</p>	<p>出資団体(農業政策課) 一般社団法人長野市農業公社</p>